



住民税非課税世帯に対する 給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要な場合があります

- **住民税非課税世帯に対する給付金（1世帯あたり3万円）**は、低所得者を支援する新たな給付金です。
また、支給対象者と同一世帯の18歳に達する日以降最初の3月31日を迎えるまでの児童（平成18年4月2日生まれ以降）に**児童1人あたり2万円**の加算支給を行います。
（児童1人あたり2万円支給については、3万円給付金に加算支給予定です。）
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要です。**
- **すでに他市町村での支給を受けた者を含む世帯は受給することができません。**

給付金の支給額

1世帯あたり3万円
(18歳以下の児童1人あたり2万円)

支給開始時期

- ・令和7年3月頃より順次支給開始
- ・確認書を受理した日から3週間が目安です。

支給対象と申請の有無

令和6年12月13日時点で南種子町に住民登録があり、
世帯全員の令和6年度「住民税が非課税」の世帯のうち

R5・R6非課税世帯給付金を本町で
受給された世帯
(町が世帯全員の課税情報を確認できる世帯)

左記以外で支給対象可能性の
ある世帯

**対象世帯には町から確認書を
送付いたします（要提出）**

提出期限：令和7年5月31日（土）
(窓口受付は令和7年5月30日(金))

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

手続きについて



- 給付金を受け取るには、**手続きが必要です**。
 - 対象可能性のある世帯には、町から、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
 - 記載内容を確認していただき、**南種子町窓口**に令和7年**5月30日(金)までに提出してください**。
 - **電子申請は令和7年5月31日期限**。
- 【確認事項】 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
口座が空欄の場合は、口座の登録が必要です。
- 確認書に必要な事項を記入して添付書類(通帳の写し等)と一緒に南種子町の窓口へ、直接又は郵送で提出してください。

※「確認書」は2月初旬ごろ発送予定です。



! 令和6年度南種子町物価高騰対策支援給付金の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

南種子町役場 福祉事務所 福祉年金係



0997-26-1111 (内線184)